

電気通信大学オープンアクセス方針実施要領

この要領は、「電気通信大学オープンアクセス方針」（以下「本方針」という。）の実施に必要な事項を定めるものです。なお今後、本実施要領の改訂が必要となる場合には、図書館委員会の責任において実施するものとします。

（趣旨）

- 1 電気通信大学（以下「本学」という。）は、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）において生み出された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、人類の持続的発展に貢献する知と技の創造と実践を目指し、学術研究のさらなる発展に寄与することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定めるものとする。

（1）オープンアクセスとは

「オープンアクセス」（以下「OA」という。）とは、学術論文等に誰もがインターネットを介して無償でアクセスし、利用できることを言います。OAにより、大学等の研究機関が研究成果を広く世界に発信し、研究成果を社会に還元することが期待されています。

（2）本方針の趣旨

本方針は、本学教員の研究成果の公開を促すために、本学が大学組織全体として学内外へ意思表示を行うものであり、本学はリポジトリを通じてOAを実現します。

（研究成果の公開）

- 2 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された教員の研究成果（以下「研究成果」という。）を、電気通信大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

（1）「教員」及び「研究成果」の範囲

本方針の対象となる「教員」は、本学の研究者情報総覧の登録対象となる本学構成員（教授、准教授、講師、助教、助手、及び名誉教授等）です。

本方針の対象となる「研究成果」は、商業出版社、学協会又は学内部局等が発行する学術雑誌に掲載された、雑誌論文及び紀要論文のことです。

なお、リポジトリに登録されたデータは、教員が退職等により本学に在籍しなくなった場合も引き続き保存、公開されます。

本方針の対象となっていない本学構成員（ポスドク、大学院生等）や研究成果（会議

発表資料、テクニカルレポート等) についても、リポジトリへの登録を推奨します。

(2) 著作権

リポジトリへの登録にあたり、研究成果の著作権が本学へ移転することはありません。登録前の著作権者が著作権を保持し続けます。

(適用の例外)

- 3 前項の規定にかかわらず、著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、その他、研究遂行上本方針と不都合が生じる場合は、本学は当該研究成果を公開しない。

(1) 「公開が不適切である場合」の例

「リポジトリによる公開が不適切である場合」には、次のようなケースが考えられます。

[著作権上の問題]

- 出版社の許諾が得られない場合
- 共著者の許諾が得られない場合

[研究遂行上本方針と不都合が生じる場合]

- 共同研究における先方との合意内容が研究成果の公開と相反していた場合
- 受託研究等における資金提供元のルールが研究成果の公開と相反していた場合

[プライバシー及び研究不正]

- 研究成果が個人情報やプライバシーに関する内容を含み、インターネット上での公開が不適切である場合
- 捏造・改ざん・盗用・剽窃等、研究活動における不正行為があった場合

(研究成果の提供)

4 学術研究成果の出版社版が本学リポジトリにおいて公開可能である場合、本学は当該出版社版を本学リポジトリに登録することができる。出版社版の公開が不可能な場合、教員はできるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を本学に提供する。

本方針により、本学においては、出版社等により出版社版の登録が許諾されている研究成果は、本学がリポジトリへ成果物を登録することができます。

附属図書館は、リポジトリへの登録にあたり、出版社の許諾条件を調査し、リポジトリ登録が許諾されている版の確認を行います。

出版社が出版社版のリポジトリへの登録を許諾している場合、附属図書館は、著者へ事前確認の上、研究成果をリポジトリに登録します。

出版社が著者最終原稿のみリポジトリへの登録を許諾している場合、附属図書館から提出依頼を行いますので、著者は著者最終原稿を速やかに附属図書館に提出してください。共著者がいる場合には、著者が共著者の許諾を得ておいてください。

なお、本方針はリポジトリへの登録を強制するものではありませんので、依頼を受けた本学構成員がリポジトリへの登録に同意しない場合には、その旨ご回答ください。

(その他)

- 5 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議の上、定める。

本方針の実施に際し必要な事項は、この要領に定めています。なお、要領の内容は、今後学内部局や出版社との調整により変更される場合があります。

(施行日)

- 6 本方針は、平成31年1月1日から施行する。

本方針は、平成30年9月12日に制定され、施行日は、平成31年1月1日となります。

なお、本方針の対象となる研究成果は、本方針の施行日より前に出版された研究成果を含みます。